

主な改正内容

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(2)検査方法</p> <p>③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、例えば、「<u>監査における不正リスク対応基準</u>」等を踏まえた監査事務所の品質管理の状況、及び重要な監査の手続、例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査などに留意するものとする。</p> | <p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(2)検査方法</p> <p>③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、例えば、「<u>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準</u>」等を踏まえた監査人の対応状況、及び重要な監査の手続、例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査などに留意するものとする。</p> |

(注) 上記のほか、記載内容の明瞭化等の観点から文言の修正等を行っております。